

## 【C-NEX】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<b>第 29 条 (免責事項)</b>	削除	<u>(14) 本約款に弊社が免責される旨又はお客様が責任を負う旨が定められた損害。</u>
<b>第 30 条 (反社会的勢力の排除)</b>	<p>1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しない事、及び次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約するものとします。</p> <p><u>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する事。</u></p> <p><u>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する事。</u></p> <p><u>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する事。</u></p> <p><u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する事。</u></p> <p><u>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する事。</u></p> <p>2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない事を確約するものとします。</p> <p><u>(1) 暴力的な要求行為。</u></p> <p><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u></p> <p><u>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為。</u></p> <p><u>(5) その他前各号に準ずる行為。</u></p>	記載なし
<b>第 33 条 (取引報告書等について)</b>	<p>弊社は、原則として取引画面（携帯端末は除きます。）において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付サービスにより、お客様の取引明細、保有ポジション（建玉）明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行するものとします。</p>	<p>弊社は、原則として取引画面（携帯端末は除きます。）において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付サービスにより、お客様のお取引成立後、遅滞なく取引明細、保有ポジション（建玉）明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行するものとします。</p>

<b>第 34 条 (取引 内容の確認)</b>	本システムを利用しての注文内容等について、お客様と弊社との間で疑義が生じたときは、本システムに保存されている記録内容（お客様が取引画面において入力したデータ等を含みます。）をもって解決するものとします。	本システムを利用しての注文内容等について、お客様と弊社との間で疑義が生じたときは、本システムに保存されている記録内容（お客様がWebサイトにおいて入力したデータ等を含みます。）をもって解決するものとします。
------------------------------	---	---